市民税・県民税・国民健康保険税申告書の書き方

1. 収入・所得に関する事項

●営業・農業・不動産所得
営業・農業・不動産の所得の計算は「収入金額」-「必要経費」＝「所得金額」です。別紙の収支内訳書に記入してください。

●利子所得
預金や公社債の利子などによる所得。

●配当所得
株式の配当、剰余金の分配などの所得。

●給与所得
一般：給与・俸給・賃金・歳費・賞与等の所得。
専従：青色事業専従者給与・事業専従者控除に該当する給与を受けているもの。
勤務先から交付される源泉徴収票をもとに記入してください。
交付を受けていない場合は裏面の給与所得の内訳に記入してください。

給与収入	給与所得	給与収入	給与所得
～550,999円	0円	1,628,000～1,799,999円	[給与収入÷4(千円未満端数切捨て)]×2.4－100,000円
551,000～1,618,999円	給与収入－550,000円	1,800,000～3,599,999円	[給与収入÷4(千円未満端数切捨て)]×2.8－80,000円
1,619,000～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000～6,599,999円	[給与収入÷4(千円未満端数切捨て)]×3.2－440,000円
1,620,000～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000～8,499,999円	給与収入×90%－1,100,000円
1,622,000～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円	6,550,000円
1,624,000～1,627,999円	1,074,000円	8,500,000円～	給与収入－195万円－所得金額調整控除

※所得金額調整控除については裏面参照

●雑所得
公的年金等：厚生年金・国民年金・共済年金・恩給などの公的年金の所得。(65歳以上はS34.1.1以前生まれ。)

	年金収入	年金所得		年金収入	年金所得
65歳以上	～3,299,999円	年金収入－1,100,000円	65歳未満	～1,299,999円	年金収入－600,000円
	3,300,000～4,099,999円	年金収入×75%－275,000円		1,300,000～4,099,999円	年金収入×75%－275,000円
	4,100,000～7,699,999円	年金収入×85%－685,000円		4,100,000～7,699,999円	年金収入×85%－685,000円
	7,700,000～9,999,999円	年金収入×95%－1,455,000円		7,700,000～9,999,999円	年金収入×95%－1,455,000円
	10,000,000円以上	年金収入－1,950,000円		10,000,000円以上	年金収入－1,955,000円

業務：シルバー人材センター配分金、市政協力員委託料、原稿料、講演料又はネットオークション等を利用した個人取引もしくは食料品の配達等の副収入による所得。
その他：生命保険契約に基づく年金(郵便年金・個人年金・互助年金)等による所得。

●総合譲渡
車両、機械、船舶、漁業権、著作権、特許権、ゴルフ会員権などの土地建物以外の資産の譲渡による所得。
短期：取得後5年以内の譲渡　**長期**：取得後5年超の譲渡
所得計算式：売却金額-(取得金額＋売却必要経費)-特別控除(上限:50万円)

●一時所得
生命保険・損害保険契約に基づく一時金・満期金等、懸賞当選金品、競馬・競輪等の払戻金、遺失物拾得の報労金等の所得。
所得計算式：収入金額-掛金等-特別控除(上限:50万円)

3. 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項

個人番号	氏　名	続柄	生年月日	同一生計配偶者	年少該当	本人の所得額(円)	障害	同居の別	別居の場合の住所	非居住者である親族の生計を一にする事実
							□特 別 □その他	□同 居 □別 居		□16歳～70歳又は70歳以上 □留学　□障害者 □38万円以上の送金

同一生計配偶者には○をつける
年少扶養者には○をつける(16才未満)
障害の区分に✓をつける
同居・別居に✓をつけ、別居の場合住所を記入
非居住者である扶養親族の場合

4. 事業専従者に関する事項

事業専従者とは、生計を一にする配偶者や15歳以上のその他の親族で、原則として6か月を超える期間、事業にもっぱら従事した人をいいます。
この場合、事業より生ずる収入から次の①②のうちいずれか少ない方の金額が控除されます。
　①50万円(ただし、配偶者である事業専従者については86万円)
　②(事業所得＋不動産所得)÷(事業専従者の数＋1)
※事業専従者に該当する人は配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除の対象外です。
※雑所得の計算上は専従者控除を適用することはできません。

●医療費控除
医療費控除の明細書、支出した金額がわかる書類(領収書等)の原本の提示又は添付が必要です。
次の⑴、⑵いずれか一方を選択する必要があります。なお、選択後の変更はできません。

⑴本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った医療費を控除します。控除の計算式は以下のとおりです。
　(限度額:200万円)
　「支払った医療費」－「高額医療、保険金等で補填される金額」－「総所得金額等の5%または10万円いずれか少ない方」

⑵医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける場合、本人または生計を一にする配偶者や扶養親族のために支払った特定医療品(スイッチOTC医薬品)の支払額から12,000円を引いた額を控除します。(限度額:88,000円)
　なお、健康の保持増進及び疾病の予防への取り組みを行っている場合のみ適用可。

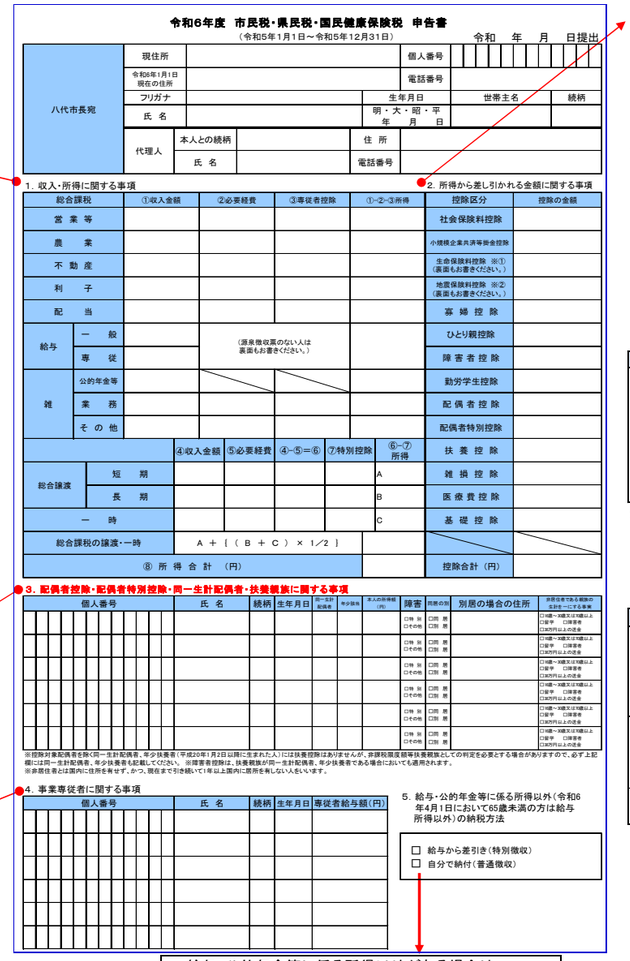

給与・公的年金等に係る所得以外がある場合は
納付方法を選び☑を記入してください。

●扶養控除
生計を一にする配偶者以外の扶養親族(他の人の扶養親族、または事業専従者の場合を除く)で合計所得金額が48万円以下の人。

扶養親族		控除額
年少	0～15歳(H20.1.2以後生まれ)	なし
一般	16～18歳(H17.1.2～H20.1.1生まれ)	33万円
特定	19～22歳(H13.1.2～H17.1.1生まれ)	45万円
一般	23～69歳(S29.1.2～H13.1.1生まれ)	33万円
老人	70歳以上(S29.1.1以前生まれ)	38万円
同居老親等	老人扶養のうち、本人又は配偶者の父母や祖父母等の直系尊属で本人又は配偶者との同居を常況としている人	45万円

※親族・・・6親等内の血族と3親等内の姻族
※国外扶養親族(30歳以上70歳未満)の場合、以下の適用要件があります。
①留学により非居住者となったもの　②障がい者　③扶養控除を申告する納税義務者からその年における生活費または教育費の支払いを38万以上受けている人

●雑損控除
本人や、生計を一にする配偶者やその他の親族で令和5年中の総所得金額が48万円以下の人が、日常生活に必要な住宅や家財等の資産に、災害や盗難によって損害を受けた場合。

●基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円	29万円
2,450万円超～2,500万円	15万円

2. 所得から差し引かれる金額

●社会保険料控除
令和5年中に支払った国民健康保険料・国民年金保険料・健康保険料等の金額。
(特別徴収分の介護保険料・国民健康保険料や後期高齢者医療保険料は本人のみの控除)

●小規模企業共済等掛金控除
令和5年中に支払った小規模企業共済制度に基づく掛金又は、確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金もしくは心身障害者不要共済制度の掛金の金額。

●生命保険料控除　(控除額は裏面で計算)
令和5年中に、生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料を支払った場合、保険料・掛金から配当金等を差し引いた金額で計算してください。

●地震保険料控除　(控除金額は裏面で計算)
令和5年中に地震保険料、旧長期損害保険料支払った場合、保険料・掛金から剰余金・割戻金を引いた金額で計算してください。

●寡婦控除・ひとり親控除

本人の所得	本人の性別	扶養親族	配偶者との関係	控除の区分	控除額
500万円以下	男性	生計を一にする子がいる ※所得金額48万円以下	死別・離婚・生死不明 未婚(事実婚なし)	ひとり親	30万円
	女性	扶養親族がいない	死別・生死不明 (事実婚なし)	寡婦	26万円
		子以外の扶養親族がいる	死別・離婚・生死不明 (事実婚なし)		

※他の者の扶養親族になっていないことが条件

●障害者控除
本人、配偶者、扶養親族が該当する場合に受けられます。
3.配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項に記入してください。

種類	内容	控除額
特別	・身体障害者手帳1・2級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳A ・戦傷病者手帳 ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて特別障害者と認められた人	30万円
その他	・身体障害者手帳3級以下 ・身体障害者手帳3級以下精神障害者保健福祉手帳2級以下 ・療育手帳B ・65歳以上で障害者控除対象者認定書にて障害者と認められた人	26万円
同居特別	特別障害者で本人又は配偶者もしくは本人と生計を一にするその他の親族いずれかとの同居を常況としている者	53万円

●勤労学生控除
大学・各種学校等の学生で、合計所得が75万円以下、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。控除額：26万円

●配偶者控除・配偶者特別控除
(他の納税義務者の扶養親族・あるいは事業専従者の場合を除く。)
3.配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者・扶養親族に関する事項に記入してください。

		控除を受ける納税義務者本人の合計所得金額		
		～9,000,000円	9,000,001～9,500,000円	9,500,001～10,000,000円
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	33万円	22万円	11万円
	老人扶養対象配偶者 70歳以上(S29.1.1以前生まれ)	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 480,001～1,000,000円	33万円	22万円	11万円
	1,000,001～1,050,000円	31万円	21万円	
	1,050,001～1,100,000円	26万円	18万円	9万円
	1,100,001～1,150,000円	21万円	14万円	7万円
	1,150,001～1,200,000円	16万円	11万円	6万円
	1,200,001～1,250,000円	11万円	8万円	4万円
	1,250,001～1,300,000円	6万円	4万円	2万円
	1,300,001～1,330,000円	3万円	2万円	1万円

市民税・県民税・国民健康保険税申告書の書き方（裏面）

6. 配当譲渡割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式譲渡割額の控除を受けようとする場合は、金額を記入してください。

7. 寄附金に関する事項

令和5年中に次に掲げる寄附金額が2,000円を超える場合は寄附金額を記入してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に関する寄附金
2. 住所地の都道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
3. 所得税法等に規定される寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの
4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄附金として住所地の都道府県の条例で定めたもの

※上記1に該当する場合は、特例控除金（ふるさと納税分）を加算します。

8. 所得金額調整控除に関する事項

【所得金額調整控除の対象者】

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合
（アからウに該当する者を表面に記載した場合は省略可）
ア.特別障害に該当する
イ.年齢23歳未満の扶養親族を有する
ウ.特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
〈調整額〉
｛給与の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円｝×10%

2. .給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える者
〈調整額〉
｛給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）｝－10万円

申告書提出期限：令和６年３月１５日（金）

申告相談の日程・会場等は広報やつしろ2月号に掲載しています。
できるだけ該当する地域の期日内にお越しください。
受付時間：9：00～11：30、13：00～16：00
※会場によっては開始時間が異なることがございます。

なお、郵送の場合は、下記の宛先にお願いします。

〒866－8601　八代市松江城町1－25
八代市役所　市民税課　宛

※郵送の場合、不明な点は電話等で確認することがあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
八代市役所　市民税課
電話　0965-33－4107（直通）

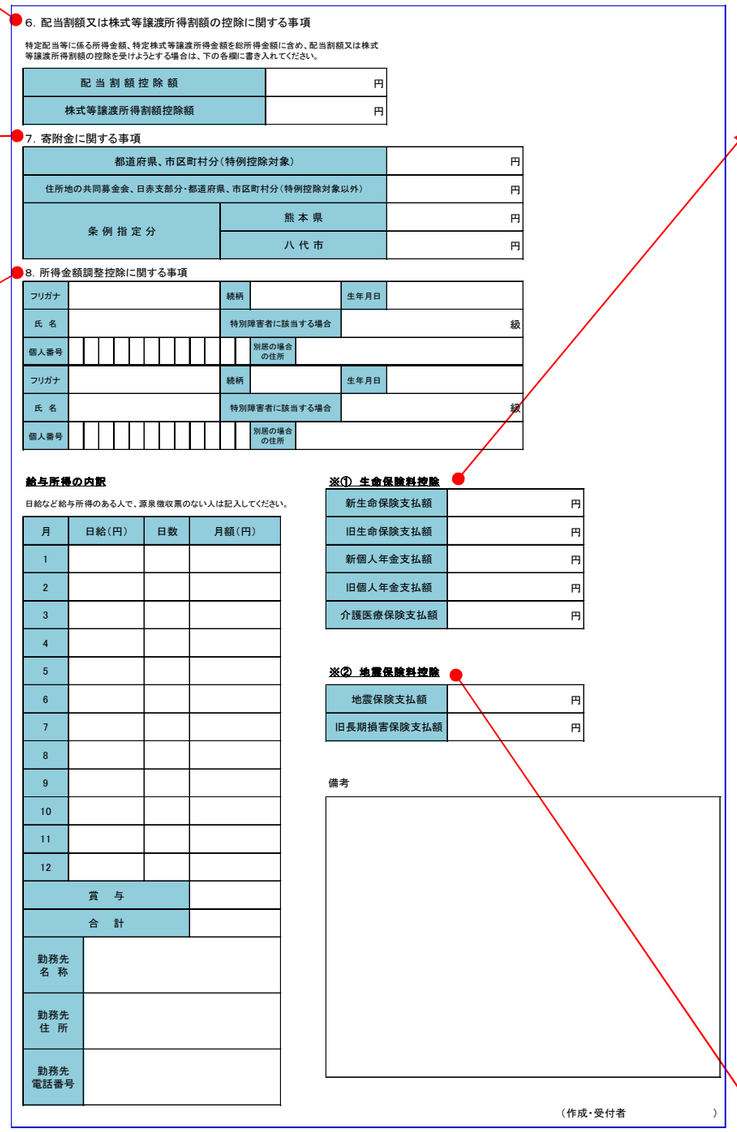

6. 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

7. 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分（特例控除対象）		円
住所地の共同募金会、日赤支部分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）		円
条例指定分	熊本県	円
	八代市	円

8. 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ		続柄		生年月日	
氏名		特別障害者に該当する場合	級		
個人番号		別居の場合の住所			
フリガナ		続柄		生年月日	
氏名		特別障害者に該当する場合	級		
個人番号		別居の場合の住所			

給与所得の内訳

日給など給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日給（円）	日数	月額（円）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与			
合計			

勤務先名称	
勤務先住所	
勤務先電話番号	

※① 生命保険料控除

新生命保険支払額	円
旧生命保険支払額	円
新個人年金支払額	円
旧個人年金支払額	円
介護医療保険支払額	円

※② 地震保険料控除

地震保険支払額	円
旧長期損害保険支払額	円

備考

（作成・受付者　　）

①生命保険料控除②地震保険料控除 は保険料控除証明書をもとに記入してください。
支払額をもとに控除額を算出し、計算結果を表面に記入してください。

①生命保険料控除

【旧制度（一般、年金）】

支払額	控除計算式
～15,000円	支払額
15,001～40,000円	支払額×0.5＋7,500円
40,001～70,000円	支払額×0.25＋17,500円
70,001円～	35,000円

【新制度（一般、年金、介護医療）】

支払額	控除計算式
～12,000円	支払額
12,001～32,000円	支払額×0.5＋6,000円
32,001～56,000円	支払額×0.25＋14,000円
56,001円～	28,000円

(1)旧制度のみ

一般分 円（最高35,000円） ＋ 年金分 円（最高35,000円） ＝ 表面に記載 控除額 円（最高70,000円）

(2)新制度のみ

一般分 円（最高28,000円） ＋ 年金分 円（最高28,000円） ＋ 介護医療分 円（最高28,000円） ＝ 表面に記載 控除額 円（最高70,000円）

(3)旧契約と新契約があるとき

一般分
Ⓐ旧契約分 円
Ⓑ新契約分 円
Ⓐ＋Ⓑ 円
最高28,000円

年金分
Ⓒ旧契約分 円
Ⓓ新契約分 円
Ⓒ＋Ⓓ 円
最高28,000円

上のうちで有利な控除額 円 ＋ 上のうちで有利な控除額 円 ＋ 介護医療分 円（最高28,000円） ＝ 表面に記載 控除額 円（最高70,000円）

②地震保険料控除

【地震保険料控除】

支払額	控除計算式
～50,000円	支払金額×0.5
50,001円～	25,000円

【旧長期損害保険料控除】

支払額	控除計算式
～5,000円	支払額
5,001～15,000円	支払額×0.5＋2,500円
15,001円～	10,000円

地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方がある場合には、それぞれで控除額を算出し、合計した金額を表面の地震保険料控除の欄に記入してください。上限額は25,000円です。